

別紙様式1  
平成17年 8月分

	物品等又は役務の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の氏名 及び住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由	備 考
1	平成17年度空中 写真撮影成果品の 状態に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関 1-2-1)	平成17年8月9日	社団法人日本森林技 術協会 東京都千代田区六番 町7番地	5,021,236円	本業務は、約50年前からこれまで撮影されてきた国有林野等の空中写真成果品について、保管管理及び常に使用できる状態を維持し、劣化の状態に応じた適切な対応策を検討するための成果品の状態調査であり、極めて特殊である劣化した空中写真の判読技術が必要である。日本森林技術協会は、空中写真に関する技術を構築し、その普及や成果品の検定業務に従事してきた唯一の機関であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。	
2	平成17年度治山 施設コスト縮減設 計手法検討調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月19日	財団法人 林業土木コンサル タンツ (港区赤坂1-9-13)	4,930,000	本調査は、平成16年度からの継続調査であり、治山ダムや土留工においてコンクリート工学や流体力学等の治山技術の専門的な知識等を要すること、全国を網羅した情報や資料が必要となり全国規模での調査体制をとることが必要であること、治山ダム等における外力(背面土圧や土中水圧等)の解析において、モニタリング試験等を行う必要があり、各種実験を行い得る施設が必要であること等から、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
3	平成17年度特殊 荒廃地等対策調査 (特殊荒廃地にお ける事業効果の算 定手法検討調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月22日	財団法人 林業土木施設研究所 (東京都文京区後楽 1-7-12林友ビル4階)	5,110,000	本調査は、前年度作成した事業評価手法のマニュアル案をもってプレテストを実施し、その結果を基に評価項目、評価指標等を再検討し、新たな事業評価手法を確立するものである。前年度の調査と本年度の調査の検討を重ねて一定の成果を得ることとしているものであり、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施を確保するうえで、前年度の事業実施者以外に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備考
4	治山事業調査(地すべり対策調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月1日	徳島県 (徳島県徳島市万代町1-1)	2,440,000	本業務は、平成13年～17年の5ヵ年計画で、通常のボーリングコアによる判定では困難な破碎帯地区における休止中の地すべりのすべり面の判定について、ハイブリットボーリングと物理探査等を組み合わせることによりすべり面を把握する手法を確立することを目的としているものである。徳島県の中央構造線付近は破碎帯地すべり多発しており、調査地としての適地が多く、事業内容及び調査対象箇所の地理的条件に精通しており、13年度から継続して調査を実施している徳島県に引き続き委託することが必要であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	
5	山地災害危険地区危険度判定手法調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月24日	財団法人林業土木コンサルティング (東京都港区赤坂1丁目9-13)	96,000,000	企画競争を行い、選定委員会において当該業者の企画案を選定したことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	

備考

(1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。